

健康福祉部

議案第52号 令和7年度大津市一般会計補正予算（第10号）

のうち、健康福祉部の所管する部分について

議案第52号、令和7年度大津市一般会計補正予算（第10号）のうち、健康福祉部が所管する部分について、主なものを御説明いたします。

歳入から御説明いたします。

一般会計予算説明書の52ページをお願いいたします。

款15 使用料及び手数料、項2 手数料、目2 民生手数料、節1 社会福祉手数料、説明欄の介護予防計画作成手数料は、地域包括支援センターや居宅介護支援事業所が行う介護予防サービス計画書等の作成に係る手数料であり、これまでの実績に基づく決算見込の精査により減額するものです。

目3 衛生手数料、節1 保健衛生手数料、説明欄の診療所開設許可等手数料から54ページの胃内視鏡検査手数料までは、それぞれ事業の執行見込の精査による補正です。

56ページをお願いいたします。

款16 国庫支出金、項1 国庫負担金、目1 民生費国庫負担金、節

1 社会福祉費国庫負担金、説明欄の生活困窮者自立相談支援事業費等負担金は、国庫補助内容の変更に伴い、国庫負担分を増額するものです。

中国残留邦人生活支援費負担金は、国庫負担金所要見込額の減少により国庫負担分を減額するものです。

保険者支援制度負担金は、国民健康保険の保険料軽減対象者数に応じて、国庫負担されるものであり、額の確定により増額するものです。

国民健康保険未就学児均等割保険料負担金は、未就学児に係る保険料軽減措置に係るものであり、額の確定により減額するものです。

産前産後保険料負担金は、国民健康保険制度において出産する被保険者に係る産前産後期間相当分の所得割保険料及び均等割保険料の免除に係るものであり、額の確定により減額するものです。

節2 障害福祉費国庫負担金の説明欄、障害者自立支援給付費負担金は、障害者に対する給付サービスの利用件数の増加等により国庫負担分を増額するものです。

自立支援医療給付費負担金、療養介護医療費負担金及び特別障害者手当等給付費負担金については、実績件数の減等により国庫負担分を減額するものです。

節3 老人福祉費国庫負担金、説明欄の低所得者保険料軽減負担金は、所得の少ない第1号被保険者の介護保険料の負担軽減措置に係るものであり、国の交付決定に基づき減額するものです。

節5 生活保護費国庫負担金、説明欄の生活保護費負担金は、生活保護受給者の扶助費に係るものであり、扶助費の支出見込額の減少と返還金等見込額の増加により減額するものです。

生活困窮者自立相談支援事業費等負担金は、会計年度任用職員の人件費の変動により増額するものです。

目2 衛生費国庫負担金、節1 保健衛生費国庫負担金、説明欄の感染症予防事業費負担金は、感染症法の規定に基づく感染症予防に要する経費に係るものであり、令和6年度感染症医療費負担金の精算による追加交付と感染症予防経費の増に伴い増額するものです。

結核医療費負担金は、感染症法の規定に基づく結核患者の入院医療費の公費負担に係るものであり、入院医療費の増に伴い増額するものです。

新型コロナウイルスワクチン予防接種健康被害給付費負担金は、新型コロナウイルス予防接種の健康被害に対する給付費に係るものであり、給付費の増に伴い増額するものです。

感染症患者入院医療負担金は、新型コロナウイルス感染症患者の

入院医療費に係るものであり、入院医療費の増に伴い増額するものです。

58ページをお願いいたします。

項2 国庫補助金、目1 総務費国庫補助金、節1 総務管理費国庫補助金、説明欄の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金のうち、健康福祉部は、障害福祉サービス及び介護サービス事業所等に対する物価高騰対策支援給付金の実績により減額するものであり、健康福祉部保健所は、病院等に対する光熱費等への支援金の額の確定により減額するものです。

目2 民生費国庫補助金、節1 社会福祉費国庫補助金の説明欄、生活困窮者就労準備支援事業費等補助金については、国庫補助内容の変更に伴い、国庫補助分を減額するものです。

節2 障害福祉費国庫補助金の説明欄、障害者地域生活支援事業費等補助金のうち、健康福祉部は、障害者移動支援事業や入浴サービス事業等の精査等により国庫補助分を減額するものです。

健康福祉部保健所は、精神障害者等への早期介入・支援事業に係るものであり、対象事業費の増に伴い増額するものです。

60ページをお願いいたします。

小児慢性日常生活用具給付事業費補助金は、小児慢性特定疾病日

常生活用具給付事業費の減に伴い国庫補助分を減額するものです。

社会福祉施設等整備費補助金は、補助対象事業者として選定していた事業者が国庫補助金を辞退したことに伴い減額するものです。

障害者総合支援事業費補助金は、自立支援給付システム改修業務委託等の事業実績見込みにより国庫補助分を増額するものです。

節3 老人福祉費国庫補助金、説明欄の認知症施策推進計画に係る策定準備支援事業補助金は、大津市認知症施策推進計画策定に向けた市民意識調査の実施に伴い増額するものです。

節4 児童福祉費国庫補助金、説明欄の子ども・子育て支援交付金のうち、健康福祉部保健所は、利用者支援事業に係るものであり、対象事業費の増に伴い増額するものです。

62ページをお願いいたします。

節5 生活保護費国庫補助金、説明欄の生活困窮者就労準備支援事業費等補助金は、会計年度任用職員の人件費の変動により増額するものです。

目3 衛生費国庫補助金、節1 保健衛生費国庫補助金、説明欄の特定感染症検査事業費補助金は、H I Vや肝炎ウイルスなどの感染症の検査及び風しん抗体検査並びに相談事業に要する経費に係るものであり、交付額の確定に伴い減額するものです。

疾病予防対策事業費補助金は、がん検診の受診勧奨及び再勧奨等に要する経費に係るものであり、実績に伴い減額するものです。

口腔保健推進事業費補助金は、歯周病検診事業に係るものであり、事業の実績に伴い増額するものです。

結核対策特別促進事業費補助金は、結核の DOTS（直接服薬確認療法）に係るものであり、事業の実績に伴い増額するものです。

66 ページをお願いいたします。

項3 委託金、目2 民生費委託金、節1 社会福祉費委託金、説明欄の拠出制国民年金事務委託金のうち健康福祉部は、保険年金課における国民年金業務に係る事務費の精査により減額するものです。

目3 衛生費委託金、節1 保健衛生費委託金、説明欄の衛生統計調査委託金は、調査対象世帯数の実績による委託金の増に伴い増額するものです。

国民健康・栄養調査委託金は、健康増進法に基づく国民健康・栄養調査における調査対象世帯数の実績による委託金の減に伴い減額するものです。

款17 県支出金、項1 県負担金、目1 民生費県負担金、節1 社会福祉費県負担金、説明欄の保険基盤安定負担金は、国民健康保険の保険料の軽減措置に係るものであり、額の確定により増額するものです。

保険者支援制度負担金は、国民健康保険の保険料軽減対象者数に応じたものであり、額の確定により増額するものです。

後期高齢者医療基盤安定負担金は、後期高齢者医療事業における保険料軽減措置に係るものであり、滋賀県後期高齢者医療広域連合からの通知により減額するものです。

国民健康保険未就学児均等割保険料負担金は、未就学児に係る保険料軽減措置に係るものであり、額の確定に伴い減額するものです。

産前産後保険料負担金は、国民健康保険制度において出産する被保険者に係る産前産後期間相当分の所得割保険料及び均等割保険料の免除に係るものであり、額の確定に伴い減額するものです。

節2 障害福祉費県負担金の説明欄、障害者自立支援給付費負担金は、国庫負担金と同様に、障害者に対する給付サービスの利用件数の増加等により県負担分を増額するものです。自立支援医療給付費負担金及び療養介護医療費負担金については、国庫負担金と同様に、実績件数の減等により県負担分を減額するものです。

節3 老人福祉費県負担金、説明欄の低所得者保険料軽減負担金は、所得の少ない第1号被保険者の介護保険料の負担軽減措置に係るものであり、県の交付決定に基づき減額するものです。

68ページをお願いいたします。

項2 県補助金、目1 総務費県補助金、節1 総務管理費県補助金、説明欄の自治振興交付金は、市町が地域の実情に応じ独自性を発揮した施策展開をするために行う事業に対し県から交付されるもので、健康福祉部は、高齢者住宅小規模改造助成事業、小規模老人クラブ活動助成事業、医療的グループホーム等運営事業及び在日外国人障害福祉金支給事業等に対して交付を受けるものであり、対象事業費の精査により減額するものです。

健康福祉部保健所は、公衆浴場確保対策事業に対して交付を受けるものであり、対象事業費の増加により県補助分を増額するものです。

目2 民生費県補助金、節1 障害福祉費県補助金、説明欄の障害者地域生活支援事業費等補助金のうち健康福祉部においては、国庫補助金と同様に、障害者移動支援事業や入浴サービス事業等の精査等により県補助分を減額するものです。

社会的事業所運営費補助金と、70ページの、障害者地域活動センター入所事業費補助金、障害者日中活動の場支援事業費補助金及び強度行動障害者通所加算補助金は、支給対象数が減少したこと等により県補助分を減額するものです。

重症心身障害者生活介護事業所補助金及び重症心身障害者特別加

算補助金は、事業実績見込みの精査により県補助分を増額するものです。

障害者等給付費補助金は、65歳から74歳までの住民税非課税の方、障害者、ひとり親家庭等を対象とした福祉医療費助成制度に係る補助金であり、事業費の精査により増額するものです。

節2 老人福祉費県補助金、説明欄の社会福祉法人軽減補助金は、低所得者に対する介護サービス利用料の自己負担額の軽減に係るものであり、事業実績見込みに基づき減額するものです。

節3 児童福祉費県補助金、説明欄の地域子育て支援事業費補助金のうち健康福祉部保健所は、利用者支援事業に係るものであり、対象事業費の増により増額するものです。

目3 衛生費県補助金、節1 保健衛生費県補助金、説明欄の自殺対策強化事業交付金は、自殺未遂者に対する支援等の自殺対策に係るものであり、対象事業費の増に伴い増額するものです。

予防接種対策費補助金は、予防接種健康被害調査委員会の運営に関する費用に係る補助金及び造血幹細胞移植後の予防接種再接種費用助成に係る補助金であり、事業実績に基づき減額するものです。

72ページをお願いいたします。

健康診査費補助金は、基本健康診査及び肝炎ウイルス検査等の実

施に係るものであり、事業実績に基づき減額するものです。

74 ページをお願いいたします。

項3 委託金、目2 民生費委託金、節2 障害福祉費委託金、説明欄の医療的ケア児童生徒の通学に係る保護者支援事業委託金は、県から委託を受けている保護者支援事業の実績に基づき減額するものです。

76 ページをお願いいたします。

款18 財産収入、項1 財産運用収入、目2 利子及び配当金、節1 利子収入、説明欄の福祉基金は、福祉基金の預け入れにかかる利子の確定に伴う増額です。

78 ページをお願いいたします。

款19 寄附金、項1 寄附金、目2 民生費寄附金、節1 社会福祉寄附金は、福祉行政に対する支援・協力に係るものであり、寄附金の受領により増額するものです。

80 ページをお願いいたします。

目3 衛生費寄附金、節3 動物愛護寄附金は、動物愛護管理行政に対する支援・協力に係るものであり、寄附金の受領により増額するものです。

款20 繰入金、項1 繰入金、目1 基金繰入金、節1 湖都大津まちづくり基金繰入金のうち、説明欄の健康福祉部は小学校1年生から高

校生世代までの児童及び生徒等に係る医療費の助成経費などの財源調整により増額するものです。

節４福祉基金繰入金、説明欄の健康福祉部は、財源調整により減額するものです。

８２ページをお願いいたします。

節９公共施設等整備基金繰入金、説明欄の健康福祉部は、財源調整により減額するものです。

８８ページをお願いいたします。

款２２諸収入、項４雑入、目４雑入、節２民生費雑入、説明欄の一体的実施受託金は、高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施に係る滋賀県後期高齢者医療広域連合からの委託料であり、実績に基づき減額するものです。

生活保護費返還金（法６３条・法７７条の２、法７８条）及び生活保護費返還金（滞納繰越分）は、生活保護費の返還見込みの精査により減額するものです。

高額療養費返還金は、福祉医療費助成事業に係る各保険者等から的高額療養費相当分を受け入れるものであり、実績に基づき減額するものです。

福祉医療費返還金は、福祉医療費助成事業の助成を受けたものが

資格を喪失したのちに医療機関等を受診したことにより発生した返還金であり、実績に基づき増額するものです。

第三者行為等返還金は、福祉医療費助成事業の助成対象者が交通事故等を原因として医療機関等を受診した場合について、交通事故等の加害者から求償を受けたものであり、実績に基づき増額するものです。

障害福祉サービス費返還金は、障害福祉サービス事業所から障害児通所給付費等の返還により、増額するものです。

特別障害者手当等給付費返還金は、過払い分の返還を受け、増額するものです。

90ページをお願いいたします。

節3衛生費雑入、説明欄の後期高齢者健康診査委託金は、後期高齢者健康診査に係るものであり、受診者数の増により増額するものです。

後期高齢保険者努力制度交付金は、後期高齢者健康診査等に係るものであり、実績の確定などにより減額するものです。

新型コロナウイルスワクチン予防接種費助成金は、新型コロナウイルスワクチンの定期接種化に伴う経費に対して交付されたものであり、令和6年度実施分について事業実績に基づき増額するもので

す。

9 2 ページをお願いいたします。

節 9 その他雑入、説明欄の健康福祉部その他雑入のうち、健康福祉部は、施設光熱水費の実績に基づく関係団体の負担額の減等により減額するものです。

健康福祉部保健所は、予防接種事業において配布したワクチンが未使用のまま廃棄となった場合等における医療機関からのワクチン相当額返還分であり、件数の増により増額するものです。

以上、歳入の説明とさせていただきます。

続きまして、歳出について御説明いたします。

1 2 4 ページをお願いいたします。

款 3 民生費、項 1 社会福祉費、目 1 社会福祉総務費、説明欄 2 の社会福祉事業施行費は、各種事業費の精査により減額するものです。

説明欄 3 の民生委員活動推進費は、民生委員児童委員活動費について、民生委員児童委員の欠員により減額するものです。

説明欄 5 のふれあいプラザ管理運営費は、施設の空調工事等の精査により減額するものです。

説明欄 6 の戦没者等援護事務費は、戦傷病者及び戦没者の遺族等

の援護に係る費用であり、事業費の精査により減額するものです。

説明欄 9 の福祉医療費助成事務費は、当該事業に係る委託料などの事務経費であり、事業費の精査により減額するものです。

126 ページをお願いいたします。

目 2 障害福祉費、説明欄 2 の障害福祉サービス費は、各サービスの利用件数見込の増等により増額するものです。

説明欄 3 の障害者地域生活支援費は、日常生活用具給付等事業や成年後見利用支援事業等の利用件数見込の増等により増額するものです。

説明欄 4 の在日外国人障害福祉金支給費は、国民年金の国籍条項が撤廃されるまで加入することができず無年金の状態におかれている、障害をお持ちの在日外国人の方に対する福祉金の支給事業であり、事業費の精査により減額するものです。

説明欄 5 の特別障害者手当等支給費は、実績件数の減等により減額するものです。

説明欄 6 の障害者就労等支援費は、社会的事業所等用地等賃借料補助事業等の精査により増額するものです。

説明欄 7 の心身障害者福祉対策費は、障害福祉サービス事業所に対する物価高騰対策支援給付金の実績や社会福祉施設整備費補助金

の辞退、重度障害者地域包括支援事業費の精査等により減額するものです。

目3 老人福祉費、説明欄2の老人医療費助成費は、65歳から74歳までの住民税非課税の方に対する医療費の助成経費であり、これまでの実績に基づく事業費の精査により増額するものです。

説明欄3の後期高齢者医療推進費は、滋賀県後期高齢者医療広域連合事務処理経費の分賦金及び医療費等負担金であり、広域連合からの通知により増額するものです。

説明欄4の老人福祉対策費は、高齢者福祉行政の推進に係る事務経費のほか、高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施に要する経費、介護人材確保対策に要する経費等であり、介護サービス事業所等に対する物価高騰対策支援給付金や事務経費等の実績により減額するものです。

128ページをお願いいたします。

説明欄5の敬老祝支給費は、88歳・100歳・市内最高齢者への祝状等の贈呈及び各学区への敬老祝金支給に係るものであり、事業費の精査により減額するものです。

説明欄7の高齢者生活支援費は、小規模住宅改造経費助成事業やフレイル予防事業、日常生活用具の貸与等に係る経費であり、事業費

の精査により減額するものです。

説明欄 8 の老人保護措置費は、身体・精神及び経済的な理由等により居宅において養護を受けることが困難な高齢者に対する養護老人ホーム等への入所措置費であり、実績に基づき減額するものです。

説明欄 9 の老人デイサービス管理運営費は、木戸デイサービスセンターに係る指定管理料のほか、唐崎及び晴嵐デイサービスセンターの施設管理に係る経費などであり、事業費の精査により減額するものです。

説明欄 10 の低所得者対策費は、低所得者に対する介護サービス利用料の自己負担額の軽減に係る経費であり、事業費の精査により減額するものです。

説明欄 11 の地域包括支援センター管理運営費は、要支援者・総合事業対象者への介護予防サービス計画の作成及び介護予防ケアマネジメントに係る人件費や委託料等の経費であり、これまでの実績に基づく事業費の精査により増額するものです。

説明欄 13 の老人福祉センター管理運営費は、市内 5 か所の老人福祉センターに係る指定管理料のほか、施設の機能充実に伴う改修工事等の経費などであり、工事経費等の実績により減額するものです。

目 4 国民年金費、説明欄 2 の国民年金事務費は、法定受託事務としての届出受付業務や資格入力業務等における事務経費であり、事業費の精査により減額するものです。

目 5 の国民健康保険事業特別会計繰出金から、130 ページの、目 7 後期高齢者医療事業特別会計繰出金までは、各特別会計の予算の補正に伴い必要な補正を行うものです。

132 ページをお願いいたします。

項 2 児童福祉費、目 1 児童福祉総務費、説明欄 7 の子ども医療費助成費は、小学校 1 年生から高校生世代までの児童及び生徒等に係る医療費の助成経費であり、これまでの実績に基づく事業費の精査により増額するものです。

138 ページをお願いいたします。

項 3 生活保護費、目 1 生活保護総務費、説明欄 2 の生活保護施行事務費については、事務費の精査等により増額するものです。

目 2 扶助費、説明欄 1 の生活保護給付費は、医療扶助費の増加等により増額するものです。

140 ページをお願いいたします。

款 4 衛生費、項 1 保健衛生費、目 1 保健衛生総務費、説明欄 2 の保健所運営費は、保健所の運営及び施設の維持管理のほか、施設改修工

事に係る経費であり、額の確定等により減額するものです。

説明欄3の総合保健対策費は、看護学校への運営補助等に係る経費のほか、食育の推進に要する経費や健康増進法に基づく国民健康・栄養調査事業に係る経費であり、主には国民健康・栄養調査の対象世帯数の実績に伴う経費減により減額するものです。

説明欄4の地域医療確保支援費は、地域医療の推進に係る経費や、夜間及び休日、地域に必要な医療体制の確保等に要する経費、地方独立行政法人市立大津市民病院評価委員会運営に係る経費等であり、公的病院等運営費補助金の額の算定に係る根拠法令の改正に伴う補助金額増などにより増額するものです。

説明欄6の衛生統計調査費は、国民生活基礎調査及び社会保障・人口問題基本調査等に係る経費であり、調査対象世帯数の実績により、減額するものです。

説明欄7の精神保健福祉対策費は、精神障害者等への早期介入支援、早期治療の促進、専門医師等による相談や家族教室・交流会等の家族支援に係る経費等であり、事業費の精査により増額するものです。

説明欄8の難病支援対策費は、難病患者に対する相談事業、難病患者支援従事者の育成事業等に係る経費であり、事業費の精査により

減額するものです。

説明欄 9 の動物愛護推進費は、犬猫の適正飼養啓発・引取り譲渡・多頭飼育対策補助のほか、地域猫活動支援、動物愛護センターの運営や改修等に係る経費等であり、事業費の精査により減額するものです。

142 ページをお願いいたします。

目 2 予防費、説明欄 2 の狂犬病予防対策費は、犬の狂犬病予防注射及び登録事務等の経費であり、事業費の精査により減額するものです。

説明欄 3 の感染症予防対策費は、感染症法に基づく結核予防対策経費のほか、H I V、肝炎等の検査及び風しんの拡大防止対策に伴う抗体検査費、またこれら疾患の相談、啓発に係る実施経費であり、主には新型コロナウイルス感染症医療療養費の増に伴い増額するものです。

説明欄 4 の予防接種対策費は、予防接種法に基づく定期接種の経費のほか、風しん任意予防接種の費用助成等に係る経費であり、主には新型コロナワクチン接種の実績に伴い減額するものです。

目 3 総合保健センター運営費、説明欄 2 の総合保健センター管理運営費は、明日都浜大津の管理経費や総合保健システムの経費など

健康保健に係る管理運営経費であり、事業費の精査により減額するものです。

説明欄3のすこやか相談所管理運営費は、7か所の相談所の管理運営経費及び旧比叡すこやか相談所解体工事に係る経費の確定等により減額するものです。

144ページをお願いいたします。

目5健康増進費、説明欄1の健康増進対策費は、第2期がん対策推進基本計画に基づくがん対策推進に係る経費や各種検診等の実施経費であり、事業費の精査により増額するものです。

説明欄2のがん検診推進費は、各種がん検診の実施経費及び受診率向上対策に係る経費であり、各種がん検診受診者数見込みの精査により増額するものです。

146ページをお願いいたします。

目6環境衛生費、説明欄2の生活衛生対策費は、旅館や公衆浴場等の営業許可に係る事務経費のほか、市内の公衆浴場の経営安定化などに係る補助金であり、当該補助金は増加したものの、その他事業費を精査したことにより減額するものです。

説明欄3の食品衛生対策費は、食品関係施設の営業許可に係る事務経費のほか、食中毒予防の啓発などに係る経費であり、事業費の精査

査により減額するものです。

説明欄4の検査実施事務費は、食品衛生、感染症対策などの検査の実施等に要する経費であり、今年度に新たに導入した検査機器が入札により予定価格を下回ったことや、その他事業費の精査により減額するものです。

歳出の説明は以上でございます。

以上で、議案第52号、令和7年度大津市一般会計補正予算（第10号）のうち、健康福祉部が所管する部分の説明とさせていただきます。

御審査賜りますようお願い申し上げます。